



広報



町花フイリソシンカ

ちやたん

CHATAN No.408



町木センダン



●鯉のぼり掲揚式

4月13日（水）、北谷町役場玄関前において、町内保育園合同での鯉のぼり掲揚式が行われました。子ども達は、手作り鯉のぼりを作って来ており、大空に掲げられた鯉のぼりはとても元気に泳いでいました。

contents

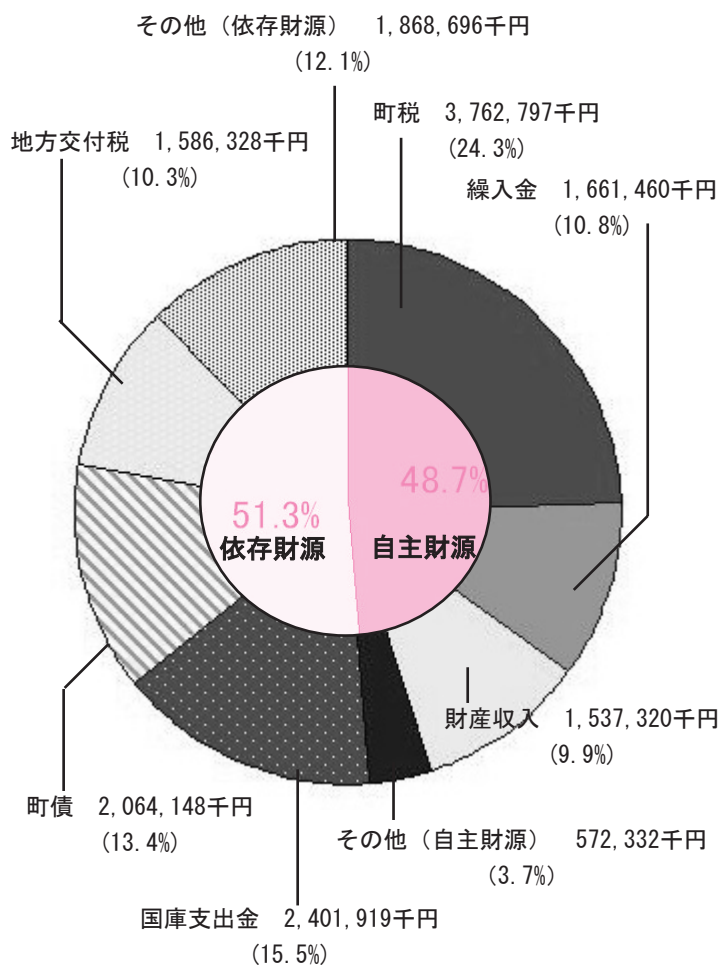
| | | | |
|-----------------|-----|--|-------|
| ■平成23年度北谷町の当初予算 | 2～4 | ■平成23年度北谷町住宅補充 入居者募集のご案内 ・日本脳炎予防接種について | 11 |
| ■子ども手当について/包括から | 5 | ■図書館だより | 12 |
| ■北谷町の例規 | 6～7 | ■平和行政コラム・北谷の遺跡 | 13 |
| ■地域フラッシュ | 8～9 | ■お知らせ | 14～15 |
| ■人権・行政相談について | 10 | ■東日本大震災 避難者への相談窓口 | 裏表紙 |
| ■福島県からのお知らせ | 10 | | |

2011. 6

平成23年度予算の概要

一般会計 154億5500万円

歳入 154億5500万円



●歳入の用語解説

町税

町民税や固定資産税など、直接町に納められる税金

繰入金

繰入金とは、一般会計、ほかの特別会計及び基金または財産区会計の間において、相互に資金運用すること。

財産収入

町が所有する財産等の貸し付け、売り払いによって生じる収入

国庫支出金

使い道を指定して国が支出する補助金等

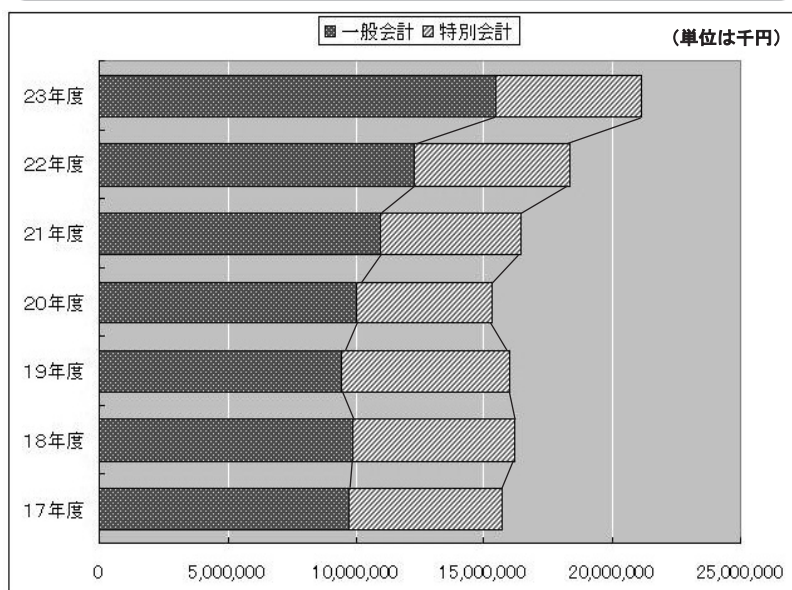
町債

大きな事業を行なうために、国や銀行などから借り入れるお金

地方交付税

町の財政力に応じて国から交付されるお金

年度別当初予算の推移



皆さんが納める税金や国・県からの補助金は、私達の生活をよりよくするためにさまざまな形で使われています。これらがどのくらい納められ、どのように使われているかをお知らせします。

●歳出の用語解説

民生費…お年寄り、障がい者、児童などの福祉全般に使われるお金。

教育費…学校の建設や運営、図書館の費用など教育全般に使われるお金。

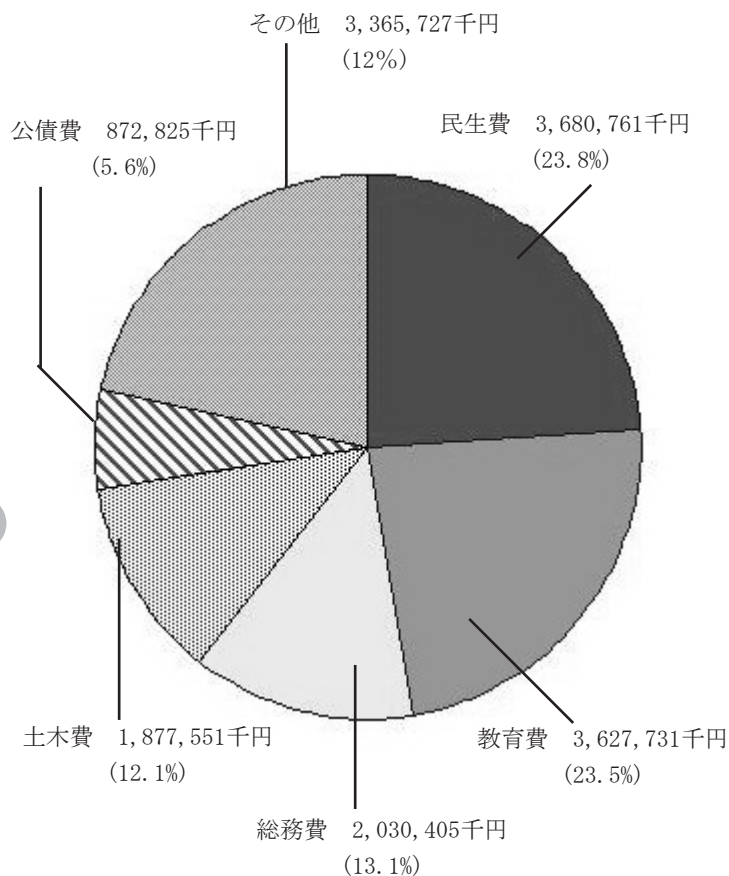
総務費…課税徴収、住民窓口、選挙、統計などの町の事務に使うお金。

衛生費…保健衛生、ごみ処理などに使われるお金。

土木費…道路や公園整備などに使われるお金。

公債費…大きな事業を行なうために借り入れたお金(町債)を返すために使われるお金。

歳出 154億5500万円



町民1人あたりに使われるお金 (H23.3.31人口より)



一般会計
私達の生活に最も関わりの深いのが、一般会計です。平成23年度一般会計では、歳入歳出ともに154億5500万円です。昨年度(平成22年度)一般会計予算122億6000万円(約26%増)となっています。

一般会計

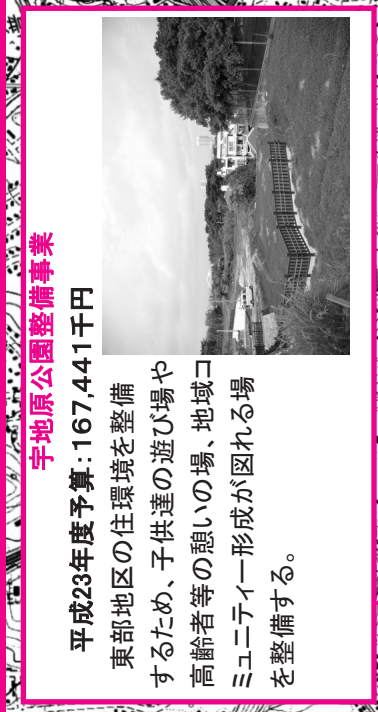
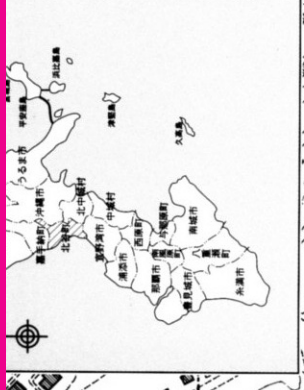
特別会計

| 項目 | 金額 | 増減率 |
|---------|-------------|-------|
| 国民健康保険 | 36億4449万4千円 | +6.1% |
| 後期高齢者医療 | 2億4995万3千円 | +3.9% |
| 公共下水道事業 | 9億261万8千円 | -3.7% |
| 水道事業 | 9億139万9千円 | -3% |

特別会計
一般会計のほか、4つの特別会計については、国民健康保険と後期高齢者医療が増で、公共下水道事業、水道事業が減りました。

特別会計

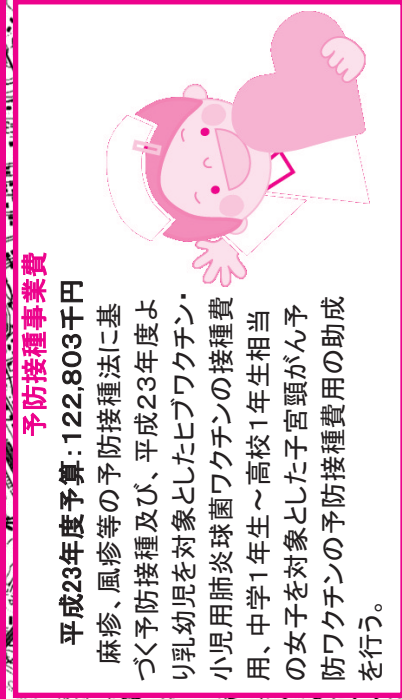
平成23年度主な事業計画



宇地原公園整備事業

平成23年度予算:167,441千円

東部地区の住環境を整備するため、子供達の遊び場や高齢者等の憩いの場、地域コミュニティ形成が図れる場を整備する。



予防接種事業費

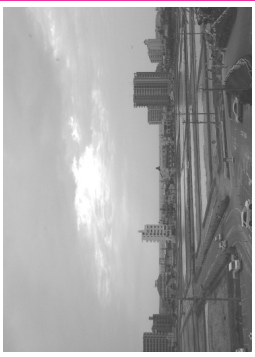
平成23年度予算:122,803千円

麻疹、風疹等の予防接種法に基づく予防接種及び、平成23年度より乳幼児を対象としたヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用、中学1年生～高校1年生相当の女子を対象とした子宮頸がん予防ワクチンの予防接種費用の助成を行う。

桑江伊平土地区画整理事業

平成23年度予算:518,494千円

キャンプ桑江北側地区については、行政庁舎を中心とした業務機能の集積と利便性の高い「職住近接型」のまちづくりを推進します。



浜川小校校舎改築事業

平成23年度予算:816,470千円

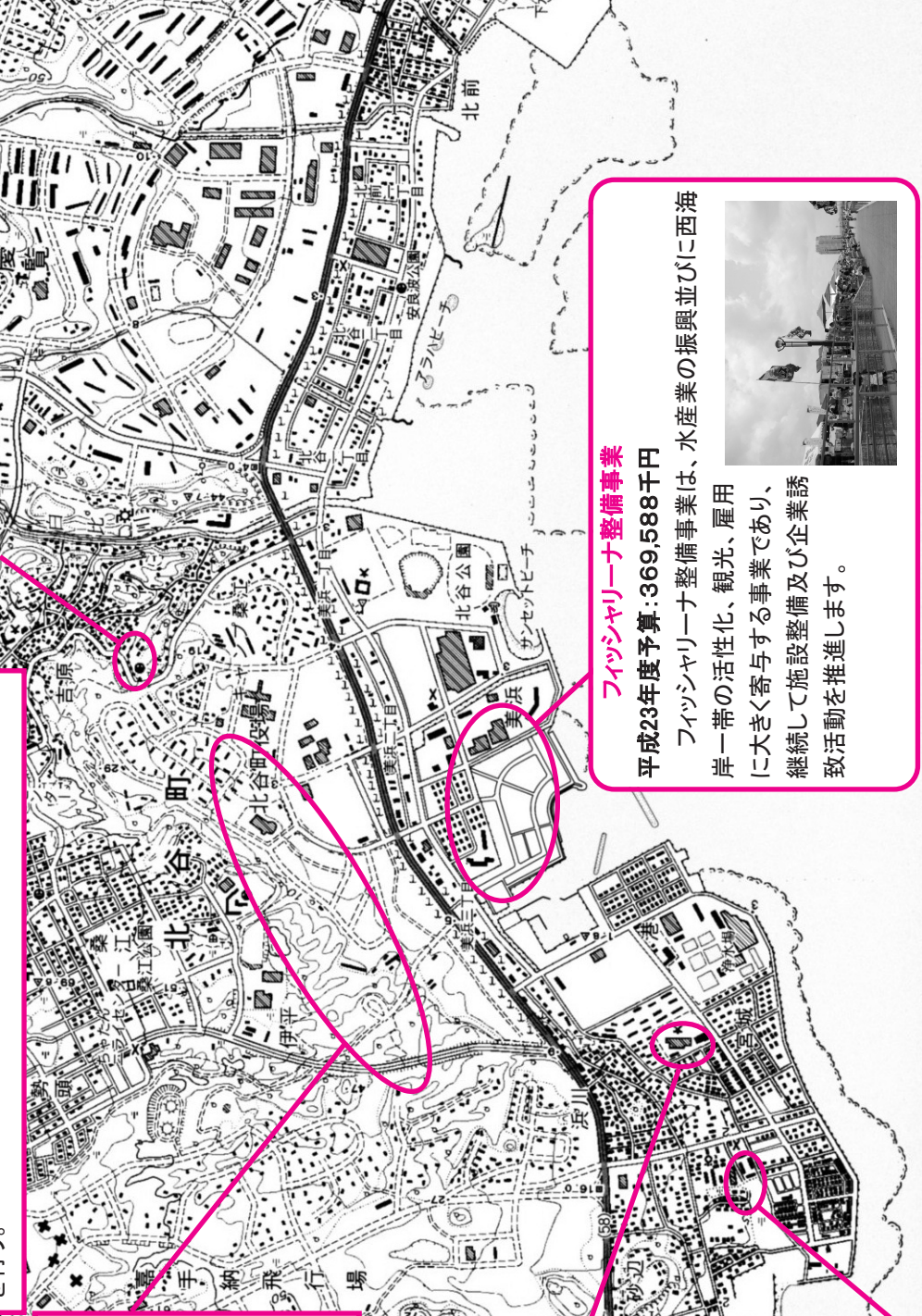
昭和52年度に建築された浜川小学校は、校舎の老朽化が見られるので改築を行い教育環境の改善を図る。



町営砂辺住宅整備事業

平成23年度予算:161,584千円

老朽化の激しい町営砂辺住宅の建て替えに向け、平成21・22年度に行った設計を元に平成23年度は建替事業を行う。



フィッシュアリーナ整備事業

平成23年度予算:369,588千円

フィッシュアリーナ整備事業は、水産業の振興並びに西海沿岸の活性化、観光、雇用に大きく寄与する事業であり、継続して施設整備及び企業誘致活動を推進します。



子ども手当は

引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間
これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給さ
れることになりました。

- 支給金額 子ども1人につき月額13,000円
- 支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業まで
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)
- 支給月 平成23年6月(平成23年2月分～5月分)
平成23年10月(平成23年6月分～9月分)

【注意】

- ◆次の方は、お住まいの市町村への申請手続きが必要です。
 - ・出生などにより、新たに養育する子どもができた方
 - ・既に受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
 - ・既に受給していて、他の市町村から引越しをされた方
 - ◆次の方は、手続きの必要はありません。
 - ・既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方
 - ◆平成23年6月の現況届の提出は不要です。
 - ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。
 - 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ※なお、厚生労働省では、今般の東北地方太平洋沖地震の被災地域においても、円滑な支給が行われる必要があると考えており、地方自治体とも十分相談しながら対応してまいります。

お問合せ先 北谷町役場

子ども家庭課 936-1234(内線253)



包括からいんにちは

Q 介護保険サービスを利用したいのですが、どのようにすればよいですか？

A 本人やご家族が福祉課窓口で申請します。

福祉課高齢者福祉係窓口で申請する

必要な物①介護保険被保険者証

②40歳から64歳の方は、医療保険被保険者証

訪問調査で心身の状態を確認

(当日は、ご本人だけでなく状態を把握しているご家族の立ち会いが必要です)

広域連合から本人の心身の状態についての意見書を病院へ依頼

審査・判定

■一次審査…調査結果をコンピュータにかける

■二次審査…保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会で判定
認定結果が到着！申請から約一ヶ月後に自宅に介護保険被保険者証が郵送される。

自立(非該当)

介護保険のサービスは受けられませんが介護予防事業等に参加できますので、福祉課窓口にご相談してみましよう。

要支援1・要支援2

福祉課地域包括支援センターに「介護予防サービス・支援計画書」の作成を依頼できます。

要介護1～5

民間の居宅介護支援事業者のケアマネージャーに「居宅サービス計画書」の作成を依頼します。

心身の状態にあった介護保険サービスの利用ができます。

お問合せ 北谷町役場 福祉課 高齢者福祉係 TEL 936-1234(内線238)

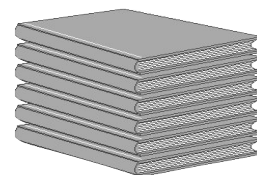
北谷町の例規情報をお届けします！

北谷町の例規をご存じですか？例規とは、条例、規則、規程等の総称であり、住民福祉等の行政全般の事務執行に大切なものです。この例規の内容は「北谷町の例規集」に収録し、町民の皆さんが自宅のパソコン等を通じて自由にご覧いただくことができます。

●お問い合わせ

総務部総務課行政係 TEL 936-1234 (内123)

町HP <http://www.chatan.jp/>



| No. | 例規番号 | 施行年月日 | 例規名称 | 所管課 |
|-----|--------|----------|---|-------|
| 1 | 条例第1号 | H23.4.1 | 北谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 総務課 |
| 2 | 条例第2号 | H23.4.1 | 北谷町手数料条例の一部を改正する条例 | 住民課 |
| 3 | 条例第3号 | H23.4.1 | 北谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 保健衛生課 |
| 4 | 条例第4号 | H23.4.1 | 北谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 保健衛生課 |
| 5 | 規則第1号 | H23.4.1 | 町長の権限に属する事務の臨時代理に関する規則 ※ | 総務課 |
| 6 | 規則第2号 | H23.2.17 | 北谷町障害者地域生活支援事業施行規則の一部を改正する規則 | 福祉課 |
| 7 | 規則第3号 | H23.4.1 | 北谷町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 | 総務課 |
| 8 | 規則第4号 | H23.4.1 | 北谷町後期高齢者医療被保険者葬祭費助成金交付規則 ※ | 保健衛生課 |
| 9 | 規則第5号 | H23.3.14 | 北谷町予防接種費用徴収規則の一部を改正する規則 | 保健衛生課 |
| 10 | 規則第6号 | H23.4.1 | 北谷町予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則 | 保健衛生課 |
| 11 | 規則第7号 | H23.4.1 | 北谷町契約規則の一部を改正する規則 | 企画財政課 |
| 12 | 規則第8号 | H23.4.1 | 北谷町行政組織に関する規則の一部を改正する規則 | 総務課 |
| 13 | 規則第9号 | H23.3.30 | 北谷町職員の職名に関する規則の一部を改正する規則 | 総務課 |
| 14 | 規則第10号 | H23.4.1 | 北谷町共同利用型インキュベーター施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 経済振興課 |
| 15 | 規則第11号 | H23.4.1 | 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 | 総務課 |
| 16 | 規則第12号 | H23.4.1 | 北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 | 総務課 |
| 17 | 規則第13号 | H23.4.1 | 北谷町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 | 保健衛生課 |
| 18 | 訓令第1号 | H23.6.1 | 北谷町健康トレーニングセンターの運営に関する要綱 ※ | 保健衛生課 |
| 19 | 訓令第2号 | H23.4.1 | 北谷町職員ならし勤務実施要綱 ※ | 総務課 |
| 20 | 訓令第3号 | H23.4.1 | 北谷町嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 | 総務課 |
| 21 | 訓令第4号 | H23.4.1 | 北谷町外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する訓令 | 福祉課 |
| 22 | 訓令第5号 | H23.4.1 | 北谷町介護用品給付事業実施要綱の一部を改正する訓令 | 福祉課 |
| 23 | 訓令第6号 | H23.4.1 | 北谷町人間ドック実施要綱の一部を改正する訓令 | 保健衛生課 |
| 24 | 訓令第7号 | H23.4.1 | 北谷町嘱託員の報酬設定基準の一部を改正する訓令 | 総務課 |
| 25 | 訓令第8号 | H23.4.1 | 北谷町老人医療事務取扱細則を廃止する訓令 | 保健衛生課 |
| 26 | 訓令第9号 | H23.4.1 | 北谷町職員の出勤カードに関する規程の一部を改正する訓令 | 総務課 |

| No. | 例規番号 | 施行年月日 | 例規名称 | 所管課 |
|-----|----------------|-----------|--|--------|
| 27 | 訓令第10号 | H23. 4. 1 | 北谷町事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 総務課 |
| 28 | 訓令第11号 | H23. 4. 1 | 北谷町自治会運営補助金交付規程の一部を改正する訓令 | 総務課 |
| 29 | 訓令第12号 | H23. 4. 1 | 北谷町公益通報委員会設置要綱 ※ | 総務課 |
| 30 | 告示第16号 | H23. 4. 1 | 北谷町認可外保育施設保護者負担軽減補助金交付要綱 ※ | 子ども家庭課 |
| 31 | 告示第17号 | H23. 4. 1 | 北谷町妊婦健康診査実施要綱 ※ | 子ども家庭課 |
| 32 | 告示第18号 | H23. 4. 1 | 北谷町ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示 | 子ども家庭課 |
| 33 | 告示第19号 | H23. 4. 1 | 北谷町浮漁礁管理規程 ※ | 経済振興課 |
| 34 | 告示第22号 | H23. 4. 1 | 北谷町高齢者等配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示 | 福祉課 |
| 35 | 告示第23号 | H23. 4. 1 | 北谷町行政措置予防接種実施要綱 ※ | 保健衛生課 |
| 36 | 告示第27号 | H23. 4. 1 | 北谷町一般旅券事務処理要綱 ※ | 住民課 |
| 37 | 告示第28号 | H23. 4. 1 | 北谷町国民健康保険出産育児一時金直接支払制度・受取代理制度実施要綱※ | 保健衛生課 |
| 38 | 告示第29号 | H23. 4. 1 | 北谷町公益通報に関する規程 ※ | 総務課 |
| 39 | 通知（北総22第7252号） | H23. 4. 1 | 「北谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北谷町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について | 総務課 |
| 40 | 水道事業管理規程第1号 | 公表の日 | 北谷町水道給水条例施行規程の一部を改正する規程 | 水道課 |

主な例規の改正内容

- No. 2 住民基本台帳カードの交付手数料を無料から1件につき500円とする一部改正
- No. 3 北谷町国民健康保険の葬祭費を15,000円から40,000円に引き上げ葬祭を行った者の経済的負担の軽減を図る一部改正
- No. 8 後期高齢者医療制度と他の医療制度の葬祭費の差額を1人につき20,000円を上限に助成し、被保険者の葬祭を行った者の経済的負担の軽減を図るために新制定
- No.18 町民の生活習慣の改善や健康の保持・増進を目的に北谷公園内に設置した同センターの事業、職員等の運営に関する事項を新制定
- No.23 現行の人間ドックに、新たに脳ドックを助成対象に追加するための一部改正ほか
- No.30 保護者の保育料負担の軽減を図るため、保育に欠ける児童の保育料の一部を減免する認可外保育施設（町内）の設置者に対する補助に関する事項を新制定
- No.31 妊婦の健康保持・増進を図るため、母子保健法に基づいて町が実施する妊婦の健康診査に関する事項、里帰り等を理由に県外での受診の償還払い制度を整備するために新制定
- No.32 ひとり親家庭等の生活の安定と経済的負担の軽減を図るため、ファミリーサポートセンター利用支援助成券を交付する一部改正
- No.35 疾病の発症及び重症化の予防と蔓延を防止するため、町が予防接種法に規定する予防接種以外のもの、町自ら実施する予防接種（ヒブワクチン等の6種）に関する事項を新制定
- No.36 住民サービスの向上を図るため、県から旅券事務の権限移譲を行い、住民課窓口における一般旅券（パスポート）の申請、受理及び交付に関する事項を新制定
- No.37 町国民健康保険の被保険者が、医療機関等の窓口で出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るため、直接支払制度と受取代理制度に関する事項を新制定
- No.38 公益通報者保護法に基づいて通報者の保護と事業所（役場含む。）の法令遵守を推進するため、町における外部公益通報と内部公益通報の取扱いに関する事項を新制定

（※は新制定）

北谷町交通安全指導員委嘱状交付式！

本町は、町民の交通事故の防止及び交通徳の高揚を図り、併せて町内の交通秩序を確保することを目的として、「北谷町交通安全指導員」を設置しております。

指導員の行う業務は・・・

- ①各種交通安全運動期間において、町長の支持に従い、街頭交通安全指導、広報活動等の実施
- ②幼児、児童、身体障害者及び老人の保護指導並びに歩行者及び自転車通行者等の交通安全指導
- ③交通事故の発生又は著しい交通渋滞等があるときの所轄警察署への連絡
- ④危険地域等交通安全に関する情報の伝達
- ⑤その他町長が必要と認める事項

この度、平成23・24年度(委嘱期間:平成23年4月1日～平成25年3月31日)北谷町交通安全指導員が決まりましたので、ご紹介します！



(上段左から)比嘉正さん、田村進さん、名嘉真明さん、上原信敏さん、桑江常正さん、佐久間盛文さん、仲地真仁さん
(下段左から)徳里ヨネ子さん、松田トヨさん、町長、津覇文さん、一戸千寿子さん

宮城区老人クラブ定期総会

4月16日(土)宮城区公民館にて22年度宮城区老人クラブ定期総会が行われ平成22年度事業報告並びに決算報告、監査報告が承認され、平成23年度の事業計画及び予算案の報告が有り引き続き宮城区老人区クラブ30周年記念祝賀会が開催され町老連会長始め地元の町議会議員4人並びに宮城郵便局長をお迎えして盛大に行われました。式典では老人クラブ各サークルで練習の成果を披露していただき会場を盛り上げて下さいました。

宮城区広報通信員 吉田 茂



新1年生おめでとう会

3月20日(日)に砂辺区学推協主催の「新1年生おめでとう会」が行われました。

そこで、駐在の警察官による「いかのおすし」の説明や地域子供琉舞サークルの余興、児童館のダンスクラブ・夢海渡太鼓団による演舞・パントマイムマジックショーと子供たちを祝うために多くのアトラクションが用意され、多くの区民の参加がありました。

また、4月30日(土)には「わらびんちゃー・おじーおばーとヒヤリハットウォーキング」として新入生と老人クラブを主体として宮城児童館の協力で交通安全指導も行いました。

危険な場所・こども110番の家などを確認しおよそ2時間歩いた後児童館で準備した沖縄そばをみんなでおいしくいただきました。



砂辺区広報通信員 新垣 鈴子

上勢区婦人会のゴキブリ団子づくり



去る、3月に上勢区婦人会が、恒例のゴキブリ団子(ホウサン団子)作りを行いました。忙しい時期とあって会員11名参加でしたが、手馴れたもので2日間の作業で、4,600

個のゴキブリ団子を作り終えました。

この活動は、婦人会の環境(エコ活動)や健康についての取り組みの一つとして、通年にわたり続けます。今では会員だけではなく他市町村からも買いに来るほど「上勢区婦人会のゴキブリ団子」はブランド化?になっています。「最近ゴキブリ見たことないです。」や「作り方を教えてください。」など、利用者のうれしい声に押され、毎年活動を続けていきたいと会員一同がんばって行きます。
※ゴキブリ団子のお問い合わせは、上勢区自治会 TEL 936-4457 まで。



上勢区広報通信員 荻堂三恵子

花と緑の学校コンクール



「第21回花と緑の学校コンクール」において、北谷小学校が優秀賞に選ばれました。北谷小学校では、土作りからゆっくり時間をかけて、栽培に取り組んだそうで、色とりどりのスターダストやインパチェンスが咲き誇っていました。

「緑あふれる学校は、豊かな学校を作るのに必要です。今回の受賞も先生や生徒達のがんばりがあってこそ。今後も、子供達と職員が一丸となって、花と優しさに満ちあふれた学校にしたい」と北谷小学校 瀬名波校長先生も感想を述べてくれました。

今後は、卒業式や催し等に飾る花を計画しているそうです。

北谷町憲法講演会

4月26日(火)北谷ニライセンターカナイホールにおいて、北谷町憲法講演会が行われました。今年、沖縄国際大学名誉教授の石原昌家氏を講師にお招きし「沖縄靖国合祀取消裁判が教える憲法不在状況—2歳児を祭神にした「援護法」—」と題して講演していただきました。講演において石原氏は東日本大震災による原子炉への影響や政教分離の原則・憲法尊重擁護義務について・戦時中の集団自決について等を話しました。

また、当日は平和を考える催しとして栄口区民による朗読構成劇「やしでい やしまらん」も行われました。同劇は栄口区民のお年寄りから子どもまで、総勢約50名において行われ、戦後の沖縄の心情を演じたものです。



更生保護女性会総会

4月25日(月)北谷町商工会ホールにおいて、北谷町更生保護女性会の第30回定期総会が行われました。



定期総会の冒頭では座喜美文子会長が「青少年健全育成そして明るい社会作りに貢献し、『信頼を大切に、楽しく協力し合おう』を合い言葉に、共にあゆみ続けていく所存でございます。」と挨拶をされました。

今年度、本女性会は創立30周年を迎えるにあたり、『力を合わせて創立30周年の記念事業を成功させよう。先輩の築いた長い歴史を受け継ぎ未来へつなごう』をスローガンに励んでいくそうです。

6月は食育月間です。

皆さん食生活改善推進員さんを知っていますか？食生活改善推進員は どんな食事をとればいいのか、食生活の改善方法や毎日の料理について、あなたの身近で 相談にのってアドバイスしてくれる人たちです。食生活改善推進員の方は皆様の食生活をよりよくするためのさまざまな普及活動を行っています。その一例として昨年度の保育所や子育て支援センターでの食育活動を紹介します。

◆ひみつのクッキング～カチュー湯～◆

①ブラックボックスの中にあるものが隠れています。触ってみると硬い石のよう。でも匂いをかいでみると海の匂いが・・・ ②答えはかつお節！！③かつお節がどんな風に見えるか学んで・・・④実際に削ってカチュー湯にして食べてみます。

食育の活動に参加してみたい団体は是非お問い合わせください。対象：町民（4歳～小学校低学年・10名以上）。活動のお問い合わせ・申し込みは北谷町保健相談センター（936-4336 担当：竹下・岡田）

※保護者もしくは保育士等大人の同伴をお願いします。

※日程や場所については要相談になりますが、保育所・各公民館・サークル等へ食生活改善推進員が伺います。



毎年6月1日は人権擁護委員の日です。

☆人権擁護委員とは？

人権擁護委員とは、市町村(特別区を含む。)の地域で人権擁護を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、地域住民の中から人格見識に優れた人たちを選び、その協力を得て、国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権擁護による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ないものです。

人権擁護委員は、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道関係者、弁護士など様々な分野から選ばれ、平成22年4月1日現在、全国で14,000名(うち女性が5,900名)の方が法務局。地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っています。

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設します。

日時:平成23年6月1日(水)

午前10時～正午、午後1時～午後4時

場所:北谷町役場1階レセプションホール

※ 相談は無料で、難しい手続きもなく、秘密は厳守されます。

(当日は人権擁護委員のみで、弁護士への相談はできません)

●お問い合わせ:北谷町 企画財政課 TEL936-1234(内線162)



北谷町の人権擁護委員の皆さん
(左から)
國場勝子さん、新里因盛さん、
玉城清松さん、中村尚子さん

特設行政相談を行います。

6月2日(木)午後1時～午後3時

場所 北谷町役場1階レセプションホール

「行政相談制度」は、役場の仕事について、「説明に納得できない」「どこに相談したらいいのかわからない」「このようにしてほしい」「直接には苦情を申し出にくい」など、苦情や要望をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政に役立てるものです。

※ 毎月第3木曜日の「人権・行政町民無料法律相談」においても相談を受け付けます。

● 苦情110番 国民と行政を結ぶホットライン

総務省沖縄行政評価事務所 TEL 867-1100 又は 0570-090110

FAX 866-0158



▲北谷町の行政相談委員
桃原 雅子さん

相談

人権・行政
無料法律相談

今月は16日(木)です。

毎月第3木曜日

10時～12時

13時～16時

北谷町役場1階

レセプションホール

(予約は不要です)

※相談は無料、秘密は
守られます。

福島県からのお知らせ

～避難している皆さまへ～

福島県では、被災され避難している皆さまに、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などを、お知らせいただくようお願いしています。

連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡ください。

なお、福島県双葉郡にお住まいになっていただ皆さまは、『福島県双葉郡支援センター』へ、至急、ご連絡をお願いします。

双葉群支援センター 【受付 月曜日～日曜日 朝8時～夜10時】

フリーダイヤル0120-006-865

連絡のあった方には、お住まいになっていた町村から、「り災・被災証明」や「国民健康保険証」、「義援金の支払い」などの手続きについて連絡があります。

平成23年度北谷町営住宅補充（空家待ち）入居者募集のご案内

※今回の公募については、明け渡された町営住宅への補充入居を行うための入居順位を決めることを目的としたものであり、今回の公募により決定する入居順位については、次回の補充（空家待ち）入居者決定の日に失効しますので、今回申し込んだからといって町営住宅に必ず入居できるわけではなく、町営住宅に空家が発生しない場合は入居できませんので予めご了承ください。

※前年度の町営住宅補充（空家待ち）入居待機者についても今回の公募に再度申し込んで下さい。



【申込対象住宅】

| 名称 | 位置 | 管理戸数 | 現在の空家戸数 | 規格 | 家賃 |
|--------|-----------|------|---------|--------------------------|---------------|
| 町営栄口住宅 | 字吉原730番地1 | 58戸 | 0戸 | 中層耐火構造 65～70㎡ 3LDK | A棟：月額25,800円～ |
| | | | | | B棟：月額26,100円～ |
| | | | | | C棟：月額28,000円～ |

（※平成23年度家賃参考による）

【申込方法】

施設管理課窓口にて配付している「補充（空家待ち）入居申込書」に必要事項を記入後、提出して下さい。

※優遇申込者については、別途「必要書類」も提出して下さい。

【申込書の配付・受付期間】

平成23年6月6日（月）～平成23年6月17日（金）

午前8：30～午後5：15。ただし、土・日・祝祭日を除く。

※入居資格等の詳細な内容については北谷町役場施設管理課の窓口において配付している「平成23年度北谷町営住宅補充（空家待ち）入居者募集のご案内」を参考にしてください。

※町営砂辺住宅の補充（空家待ち）入居申込みについては、町営砂辺住宅建替事業に伴い実施しません。実施時期については決定次第、北谷町役場ホームページ、広報ちやたん等でお知らせいたします。

【申込み・お問合せ先】

北谷町役場建設経済部施設管理課管理係（TEL：098-982-7702）

9歳～13歳になる2日前までの方へ

日本脳炎の予防接種の勧奨を差し控えたことにより、日本脳炎1期（3回）接種が完了していない9歳～13歳になる2日前までの方は、残りの回数を無料（公費負担）で接種することが可能になりました。

※対象年齢・接種期間を過ぎますと、有料の任意接種となりますので、ご注意ください。なお、接種間隔等については医師とご相談ください。

※上記の対象者へ6月頃、通知予定ですが、その前に接種できる方は接種しましょう。

| 特例措置 | 対象者 | 接種回数 | 接種期間 |
|--------------|--------------|------|----------------|
| | 全く接種していない方 | 3回 | 9歳～13歳になる2日前まで |
| | 1回しか接種していない方 | 2回 | |
| 2回しか接種していない方 | 1回 | | |

BCG（結核）予防接種は、生後6ヶ月になる前日までに受けましょう。

対象期間を過ぎると、任意接種となり、全額自己負担になります。

病院へ行く前に電話予約をして、母子健康手帳と予診票を忘れずに持って行きましょう。

（北谷町では、生後3ヶ月のお子さまに通知しています。）

6月は歯の衛生週間です。 しっかり歯磨きしているつもりでも、歯と歯の間や奥歯は汚れが取れにくく、歯垢や歯石がたまって虫歯や歯周病の原因になります。

実はこわ～い歯周病 歯周病は歯ぐきの違和感から始まり、顎の骨を溶かしていき、放っておけばついには歯が抜けてしまうおそろしい病気です。日本人の成人の約8割が、歯周病またはその予備軍であるという統計が出ています。さらに、最近の統計によれば20代の方で2割近く、40代では5割もの方が、歯周病で歯を失っています。将来歯を失うことのないように年に1回は歯医者でチェックしてもらって大切な歯を守りましょう。

◆お問合せ 北谷町保健相談センター TEL 936-4336



図書館だより

北谷町立図書館

TEL 936-3542

FAX 936-4567

新刊案内

一般向け

- ★佐野洋子—追悼総特集
- ★仕事に追われる毎日を変えよう
豊田 圭一 著
- ★岡本太郎と日本の祭り
岡本 太郎 著
- ★知らないともらえないお金の話
佐佐木 由美子 著
- ★あなたがいる場所
沢木 耕太郎 著
- ★老いも孤独も踏み越えて
吉永 みち子 著

中・高校生向け

- ★きみ、ひとりじゃない
デボラ・エリス 作
- ★こころ—不思議な転校生
七瀬晶 著
- ★ガンディーの言葉
マハートマ・ガンディー 著
- ★迷子のアリたち
ジェニー・ヴァレンタイン 著
- ★樹木ハカセになろう
石井 誠治 著

児童向け

- ★電気がいちばんわかる本 (全5巻)
米村 でんじろう 監修
- ★6さいのきみへ
佐竹 美保 絵
- ★アルフレートの時計台
斎藤 洋 著
- ★「けんぼう」のおはなし
武田 美穂 絵

慰霊の日 特別企画 ~6.23~

悲惨な戦争を二度と繰り返さないためにも、平和のありがたさ、命の尊さについて、今一度見つめ考える機会にしてみませんか。

期間： 6月17日(金)～6月26日(日)

内容： ★戦争と平和に関する資料紹介

★DVD上映

★沖縄戦のパネル展示

★平和大型紙芝居の読み聞かせ

・出演： 沖縄市ジュニアリーダークラブ

・日時： 6月26日(日)午後2時

・場所： ニライセンターギャラリー

★おはなし会…

慰霊の日にちなんだ読み聞かせ

・日時： 6月18日(土)午前11時～

・場所： おはなしのへや

郷土資料

- ★さがりばな
横塚 眞己人 作
- ★越境するタイ・ラオス・カンボジア・琉球
鈴木 規之、稲村 務 編
- ★さよならアメリカ — 森口 裕写真集
森口 裕 著

視聴覚資料

- 司馬遼太郎と城を歩く(全8巻)
- 動物大図鑑(全5巻)
- ウルトラマン(全10巻)
- みんなであうたう童謡・唱歌 (はいだ しょうこ)
- 胎教クラシック

こどもの読書週間

(4.23~5/12)



図書館ボランティア

「ナルカ」お話し会(4.23)



ご寄贈ありがとうございました

- ◎沖縄の昔ばなし(沖縄子どもの文化研究会)
- ◎私たちが伝えたい琉球料理
(沖縄友の会 琉球料理グループ)
- ◎全国高等学校総合体育大会 ソフトボール競技大会
- ◎美ら島沖縄高校総体2010報告書 他
- ◎安谷屋正義展—モダニズムのゆくえ

6月の休館日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

○印はお休みです

4月の利用状況 (開館日数 24日)

| | |
|------|---------|
| 登録者数 | 81人 |
| 利用者数 | 2,887人 |
| 貸出冊数 | 12,749冊 |

今月のおはなし会

(場所:おはなしのへや)

- 6/11(土)午前11時～
(ボランティア「ナルカ」)
- 6/18(土)午前11時～
(職員による「慰霊の日にちなんだ読み聞かせ」)
- 6/25(土)午前11時～
(ボランティア「ナルカ」)

※毎週月曜日
2423日
資料整理日
慰霊の日
休館日

行事・教室ありんくりん

| | |
|-------|--|
| 1(水) | レク指導者講習会10:00～ 箏曲教室14:00～ 民謡教室14:00～ |
| 2(木) | 書道教室10:00～ フラダンスサークル10:00～ 社交ダンスサークル14:00～老連囲碁クラブ14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 3(金) | 健康体操教室9:30～ 琉舞教室14:00～ 民謡愛好会 20:00～ |
| 4(土) | |
| 5(日) | |
| 6(月) | 大正琴教室10:00～ 民謡サークル10:00～ カラオケサークル13:00～ 手芸教室14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 7(火) | 健康体操教室9:30～ 太極拳教室10:00～ カラオケサークル13:00～ 古典音楽教室14:00～ |
| 8(水) | レク指導者講習会10:00～ 箏曲教室14:00～ 民謡教室14:00～ |
| 9(木) | グラウンドゴルフ講習会9:00～ 書道教室10:00～ フラダンスサークル10:00～ 老連囲碁クラブ14:00～社交ダンスサークル14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 10(金) | 健康体操教室9:30～ 琉舞教室14:00～ 民謡愛好会20:00～ |
| 11(土) | |
| 12(日) | |
| 13(月) | ゲートボール審判講習会8:30～ 歌声教室10:00～ 民謡サークル10:00～ カラオケサークル13:00～ 手芸サークル14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 14(火) | 健康体操教室9:30～ 太極拳教室10:00～ カラオケサークル13:00～ 古典音楽教室14:00～ |
| 15(水) | レク指導者講習会10:00～ 箏曲教室14:00～ 民謡教室14:00～ |
| 16(木) | 書道教室10:00～ フラダンスサークル10:00～ フラダンスサークル13:00～ 社交ダンスサークル14:00～老連囲碁クラブ14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 17(金) | 健康体操教室9:30～ 琉舞教室14:00～ 民謡愛好会20:00～ |
| 18(土) | |
| 19(日) | |
| 20(月) | 大正琴教室10:00～ 民謡サークル10:00～ カラオケサークル13:00～ 手芸教室14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 21(火) | 健康体操教室9:30～ 太極拳教室10:00～ カラオケサークル13:00～ 古典音楽教室14:00～ |
| 22(水) | レク指導者講習会10:00～ 箏曲教室14:00～ 民謡教室14:00～ |
| 23(木) | グラウンドゴルフ講習会9:00～ 書道教室10:00～ フラダンスサークル10:00～ フラダンスサークル13:00～ 社交ダンスサークル14:00～老連囲碁クラブ14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 24(金) | 健康体操教室9:30～ 琉舞教室14:00～ 民謡愛好会20:00～ |
| 25(土) | |
| 26(日) | |
| 27(月) | ゲートボール審判講習会8:30～ 民謡サークル10:00～ 歌声教室10:00～ カラオケサークル13:00～手芸教室14:00～ ギターサークル19:00～ |
| 28(火) | 健康体操教室9:30～ 太極拳教室10:00～ カラオケサークル13:00～ 古典音楽教室14:00～ |
| 29(水) | レク指導者講習会10:00～ 箏曲教室14:00～ 民謡教室14:00～ |
| 30(木) | フラダンスサークル13:00～ 老連囲碁クラブ14:00～ ギターサークル19:00～ |

満60歳以上の高齢者がイキイキと楽しい時間と交流がもてるように各種教室・サークルなどを行っています。

●お問い合わせ TEL 9 3 6-3 5 2 1

総務部町長室平和行政コラム(平和推進事業)

沖縄県民は、第二次世界大戦で日本国内における唯一の悲惨な地上戦を体験し、多くの尊い生命とかけがえのない財産及び文化遺産を失いました。1946年10月22日、米軍から町内の一部に居住が許可され、文字どおりゼロからの戦後復興が始まりました。疎開先の各地区から先遣隊が繰り出し、標準家屋の建設、共同耕作地の開墾、米軍の廃材を利用した学校の建設等、焦土と化したふるさとの復興に努めました。荒廃した土地に最初の一撃の鋤を下ろしたこの日を「北谷町民平和の日」として1995年に条例を制定しました。この条例に基づき、北谷町では多種多様な平和推進事業を展開しています。

様々な平和事業

○ 憲法講演会 ○ 北谷町慰霊祭 ○ 慰霊の日特別展 ○ 平和文庫
○ 広島長崎平和学習派遣事業 ○ 親子平和学習 ○ 北谷町平和祈念祭

北谷町では、6月16日(木)に、平和の塔において「北谷町慰霊祭」が行われます。慰霊祭では多くの方が訪れ、犠牲者のご冥福を心からお祈りするとともに世界の恒久平和を強く念じます。

また、沖縄県は戦後多くの住民を巻き込んだ悲惨な戦争がこの地で行われたことを忘れないために、6月23日を「慰霊の日」として制定しています。戦没者のご冥福を祈り、正午に黙とうをささげましょう。



「平和之塔」の碑文

戦争の犠牲になった北谷町出身のすべての方々の名を平和之塔に刻み、全戦没者の御霊を慰める。現在の平和は戦争による多くの人々の犠牲の上で成り立っている。私たちはその歴史的事実を再認識し、それを歴史的教訓として、戦争が再び起こることがないように人類普遍の願いである恒久平和を希求する。

1995年10月22日 北谷町

北谷町の遺跡(8)

= 前原古島B遺跡(字桑江前原) =

北谷町教育委員会
社会教育課
文化係
TEL 936-1234(内342)

前原古島B遺跡は、現在のキャンプ桑江(キャンプ・レスター)米海兵隊の海軍病院敷地内の南西角一帯に位置するグスク時代の遺跡である。

当遺跡は、試掘調査により発見された遺跡で表土下約1.5メートルの砂地の層に厚さ約40センチの有機質(動植物、生物が発する炭素を主成分とした物質)層が確認された。

この有機質の層には、石灰岩礫が混ざり壺屋焼や喜名焼が発見され、さらにその下層では青磁の破片が発見された。

試掘時の状況からこの有機質層は、海軍病院の北東側へ広がる様相を示していた。このことから遺跡の範囲は戦前の桑江集落の方向まで広がり当時の集落位置と大よそ重なることが予測される。

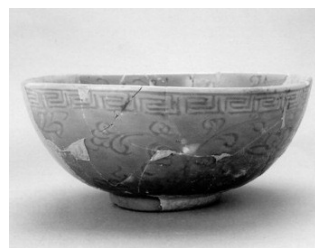
* 青磁とは、磁器と呼ばれる焼き物の種類の一つで、釉薬の主成分である灰に含まれる僅かな鉄分が高火度の還元焰焼成によって淡青色あるいは青緑色を呈するものを言う。



▲ 前原古島B遺跡の位置



▲ 戦前の桑江地区一帯



▲ 代表的な中国青磁

水道

6月1日～7日は
「第53回水道週間」です！

今年の標語は

「蛇口から

あふれるぼくらの

夢・未来」

私たちの暮らしに欠かせない水道について更に皆さまにご理解していただくための水道週間がはじまりました。直接蛇口から水が飲めるといって、世界に誇れる水道文化を次世代に受け継いでいけるよう、この機会に家族や仲間と水道について考えてみましょう。

●お問い合わせ 北谷町水道課
工務係 TEL 936-3923

講習

《パソコン実務・経理事務
補助講習 受講者募集》

＜高齢者の雇用・就業を
促進するための講習会のご案内＞
平成23年度シニアワークプログラム
(SP)地域事業

講習内容 : Word・Excelの応用編
および会計ソフトの操作について基本
的な知識・技能を習得する

日時 : 平成23年7月20日(水)～
8月3日(水)までの計11日間
13時～17時(※土日祝日を除く)

場所 : 専門学校
日経ビジネス(沖縄市)

対象者 : ハローワークにおいて求職
登録した55歳以上の就職希望者

受講料 : 無料

定員 : 22名

【申込み・問い合わせ】

(社)沖縄県シルバー人材センター連合
TEL 871-0330

(社)北谷町シルバー人材センター
TEL 921-7722

ちやたんの人

平成23年4月31日現在

人口 27,700人 (+24)
男 13,371人 (+9)
女 14,329人 (+15)
世帯数 10,591世帯 (+23)
()内は前月との比較

研修

北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター
「第5回子育てサポーター養成研修会」開催について

～笑顔で子育て地域の輪～

ファミリーサポートセンターは、『子育ての援助をしてほしい方』と『援助を行いたい方』が会員となって行う地域の相互援助活動(有償ボランティア)です。主な活動として、お子さんの送迎や一時預かり等があります。

援助活動を行うには研修を受けて頂く必要があります。研修会の開催を予定しております。お申込みや詳細につきましては、下記ファミリーサポートセンターまでお問い合わせ下さい。

日時 : 平成23年7月8日(金)、11日(月)、13日(水)の3日間

場所 : 8日(金)、11日(月)→ 北中城村社会福祉協議会
13日(水)→ 北中城村立中央公民館
3日間とも9時半～17時半(予定)

講義内容 : 保育の心、こどもの遊び、こどもの健康と安全、小児看護など

受講料・テキスト代 : 無料

定員 : 50名(定員に達し次第締め切り) * 託児あり

◆お問い合わせ・申込み先 TEL 098-894-2988

北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター(ファミサポネットおきなわ)

税

6月は町・県民税の
納期です。

町・県民税はその年の1月1日
現在の住所がある市町村で、前年
中(1月から12月)の所得に対
して課税されます。

そのため、所得が少なくても前
年中に所得があった場合は、町・
県民税が課税されます。

町・県民税は納付書を使って収
める「普通徴収」、給料から天引き
する「特別徴収」、年金から引き落
とす「年金特別徴収」の3通りの
納付方法があります。納付期限に
納めていただかない場合、督促手
数料及び延滞金も含めて請求させ
ていただくことがあります。

また、納付期限が経過した納付
書の使用はできませんのでご注意
ください。

町・県民税の納期

6月・8月・10月・翌年1月

●お問い合わせ

北谷町役場 税務課

TEL 936-1234 (内線195/196)

料理

栄養ギュと！

夏野菜料理教室

日程 : 平成23年7月26日(火)
09:30～13:30

場所 : 北谷町保健相談センター

■対象者 : 北谷町民で64歳以下の方
20名(応募者多数の場合は抽選
となります)

■参加費 : 500円

■持ち物 : エプロン・三角巾

■申込期間 : 6月1日(水)～
7月19日(火)

担当 小林・岡田

■申込先 : 北谷町保健相談センター
TEL: 936-4336

展示

「2010米軍基地返還跡地
への夢 絵画コンクール」
展示会のお知らせ

沖縄の未来を担う子ども達に、米
軍基地の跡地利用のあり方について
考えてもらうことを目的に「2010米軍
基地返還跡地への夢 絵画コンク
ール」が沖縄県によって開催され、北谷
町から中学校最優秀賞を含む2名の
生徒が入賞しました。当コンクールの
展示会が、ちやたんニライセンターに
て開催されます。

展示会場 : ちやたんニライセンター
生涯学習館ギャラリー

展示期間 : 平成23年6月7日(火)
～6月10日(金)

お知らせ

*** 寄附 ***

- 旧字浜川郷友会 様
拝所にある さい銭を寄附として
2,589円(町社協へ)
- 桑江 光子 様
故 桑江 常英 様の香典返しとして
50,000円(町社協へ)
100,000円(ニライの里へ)
- 與那覇 千代 様
故 與那覇 政榮 様の香典返しとして
100,000円(町社協へ)
- 森山 朝信 様
5,000円(町社協へ)
- 上間 昇
2,000円(町社協へ)

ご芳志ありがとうございました

ニライ消防本部 救急出場状況

平成23年4月

| | 北谷 | 読谷 | 嘉手納 |
|------|-----|-----|-----|
| 火災 | 0 | 1 | 0 |
| 自然災害 | 0 | 0 | 0 |
| 水難 | 0 | 0 | 0 |
| 交通 | 14 | 17 | 9 |
| 労災 | 0 | 1 | 0 |
| 運動競技 | 2 | 1 | 0 |
| 一般負傷 | 9 | 12 | 13 |
| 加害 | 0 | 1 | 0 |
| 自損行為 | 0 | 2 | 1 |
| 急病 | 69 | 75 | 60 |
| その他 | 4 | 0 | 1 |
| 転院 | 1 | 23 | 1 |
| 月件数 | 99 | 133 | 85 |
| 署累計 | 452 | 448 | 357 |

今月の北谷町での

火災発生件数は1件です。

■救急・火災時は

TEL 119

■消防に関するお問い合わせ

TEL 936-3721 FAX 936-9076

泳ぎが上手な人、自分ばかりで練習するつもりか、どう出るつもりか、仲間の練習も自分たちも、今年、自分たちも、無事にゴールしたの、悪戦苦闘しながら、去年は、先輩達が、ついで来ました。

6月に入り、ちゃたんもハーリーの季節が近づいて来ました。

泳ぎが上手な人、自分ばかりで練習するつもりか、どう出るつもりか、仲間の練習も自分たちも、今年、自分たちも、無事にゴールしたの、悪戦苦闘しながら、去年は、先輩達が、ついで来ました。

保険

平成23年度 労働保険年度更新のお知らせ 労働保険の申告納付はお早めに！！

年度更新期間

6月1日(水)～7月11日(月)

※平成21年度から、年度更新の手続期間を6月1日～7月10日(今年度は11日)までに変更しています。

申告書は6月の初めに各事業場へ送付しておりますので、必ずこの期間内に申告・納付の手続を行っていただきますようお願いします。

年度更新とは

労働保険は、毎保険年度(毎年4月1日から翌年の3月31日まで)の初めに、その年度の保険料をあらかじめ概算で申告・納付し、年度末に賃金総額が確定したところで精算することとなっております。

そこで、前年度に申告した概算保険料の精算(平成22年度の確定保険料)と新年度の概算保険料(平成23年度の概算保険料)の申告・納付が必要となります。

これらの手続を同時に行うことを「年度更新」といいます。

この「年度更新」の手続は、年度途中の事業終了後、確定申告がまだの場合や、賃金の支払い、元請工事のない場合であっても必ず行ってください。

労働保険料の申告・納付

労働保険料の申告・納付は、労働保険徴収室、労働基準監督署で随時受付しております。

また、最寄りの金融機関・郵便局においても、申告・納付の手続きを行うことができます。申告書へ所定の事項をご記入のうえ、申告書・納付書を切り離さずに窓口へご提出ください。

<問合せ先>

沖縄労働局労働保険徴収室 TEL:098-868-4038

那覇労働基準監督署 TEL:098-868-8040

沖縄労働基準監督署 TEL:098-982-1263

交通

平成23年度 交通遺児奨学生の募集について

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

～東北地方太平洋沖地震被災者子女の交通遺児としての採用について～

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で被災された方の子等のうち、保護者が行方不明の場合や通常の交通事故証明書が発行される事故以外の事故につきましても、交通遺児として採用できる場合があります。

詳細につきましては、公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

7-1ダケヤ0120-521286 電話03-3556-0773

までお問い合わせください。

東日本大震災で北谷町に避難している皆様へ ～所在地等の情報提供のご協力について～

東日本大震災の被災県市町村では、その区域外に避難した方々に対して各種通知や情報提供等を行なう上で、避難した方々の所在地等を確認する必要があるため、総務省では「全国避難者情報システム」を実施いたします。

つきましては、避難されている皆様は、ご自身の情報を本町の関係窓口へ来所し提供していただきますようお願いいたします。その情報を基に、避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

【提供していただく情報】・氏名、生年月日、性別、避難元住所、避難先住所等

【受付窓口】・北谷町役場 総務課 行政係

【受付日時】・4月25日(月)から当分の間(土日・祝祭日は除きます。) 8:30～17:15

【お問い合わせ先】北谷町役場 総務課 行政係 098-936-1234 (内線129)

東日本大震災被災地から本町への避難者対応窓口について

当該被災地から避難してこられた皆様が、安心して生活が送れるように、北谷町では次のとおり対応窓口を設置しました。お困りのことがございましたらお気軽に総合窓口へご相談ください。

【相談・支援内容】

| 項目 | | 相談・支援内容 | 担当窓口 | 連絡先 |
|-----------|------------------|-----------------------------|-------------|------------------------|
| 総合 | 総合窓口 | 総合的な相談窓口 | 総務課(3F) | 936-1234 (内129) |
| 住居 | 町営住宅等への入居 | 町営住宅への入居 | 施設管理課(2F) | (内282) |
| 生活 | 生活費 | 生活福祉資金の貸付等 | 社会福祉協議会(外部) | 936-2940 |
| | 自立した生活が困難な人 | 生活保護相談 | 福祉課(1F) | (内235) |
| | 転入手続き等 | 住民票異動の手続き等 | 住民課(1F) | (内213) |
| | 税の減免・徴収猶予等 | 住民税等の減免相談 | 税務課(1F) | (内191) |
| | 水道・下水道に関する事 | | 水道料の減免相談 | 水道課(敷地内外部) |
| 下水道料の減免相談 | | | 施設管理課(2F) | (内285) |
| 教育 | 公立幼・小・中学校への転入学 | 町内の公立学校への転入学に関する相談 | 学校教育課(3F) | (内321) |
| 子育て支援 | 公立保育所への入所 | 保育所への入所支援 | 子ども家庭課(1F) | (内251) |
| | 私立保育所への入所 | | | |
| | ひとり親家庭への支援 | 貸付制度や児童扶養手当制度の手続き等 | | |
| | 母子保健 | 妊婦検診・乳幼児健診 その他母子保健に関する相談 | | |
| 健康・医療 | 予防接種 | 予防接種に関する事 | 保健衛生課(1F) | 936-4336 (内243) |
| | 健康相談(心のケア) | 健康に関する相談(心の健康相談) | | |
| | 国民健康保険の加入手続き等 | 減免相談等 | | |
| 介護・福祉 | 高齢者の福祉サービス | 必要なサービス利用に向けた支援の実施 | 福祉課(1F) | (内238) |
| | 介護サービスの利用・相談・認定等 | | | (内235) |
| | 障害者のサービスの利用相談 | | | |
| 就労 | 就労相談 | 就業・雇用相談等 | 経済振興課(2F) | (内274) |
| 地域 | 地域での生活相談(民生委員等) | 地域での相談等 | 福祉課(1F) | (内235) |
| | コミュニティ(自治会加入等) | 自治会加入相談等 | 総務課(3F) | (内129) |

※被災者(被災地:岩手県・宮城県・福島県)からの避難者と、それ以外の避難者(一時避難・自主避難)とでは、対応が異なる場合があります。

保健衛生課より

オレンジの封筒で通知しました「特定健診等・がん検診のご案内」の中で集団健(検)診の受付時間がもれておりました。町民のみなさまにはご不便をおかけして申し訳ございません。

集団健(検)診の受付時間：8:00～10:30

お問合せ先 保健相談センター TEL 936-4336